

## 平成 29 年度障がい者文化芸術活動推進事業作品展応募要項

### 1 募集内容

平面作品（絵画・デザイン、書（毛筆））、立体作品（陶芸）

### 2 応募資格

- ・愛媛県内に居住地等を有する障がい者（ただし、県内の施設や学校等に入所及び通所並びに通学している方は応募できるものとします。）
- ・年齢は問いません。（児童・生徒は個人の資格で応募してください。）
- ・身体障がいは身体障害者手帳所持者、精神・知的障がいは療育手帳所持者若しくは精神障害者保健福祉手帳所持者又はそれらに準じる障がいのある者（障がいを証明するもの（特別児童扶養手当の受給者証、障害福祉サービスの受給者証等）の写しを添付すること）とします。

### 3 応募料

無料

※ただし、応募用紙、作品及び作品写真の送料は応募者負担となります。

### 4 応募期間

平成 29 年 5 月 1 日（月）から平成 29 年 7 月 31 日（月）まで（必着）

### 5 応募方法

- ・別紙「応募用紙」に必要事項を記載の上、作品及び作品写真（2L サイズ）を愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課まで送付してください。
- ・展示作品であることが分かるように、箱の外装に「障がい者文化芸術活動推進事業応募作品」と朱書きしてください。
- ・平面作品の場合は、壁面にすぐに展示可能な状態（ガラスを使用した額装は不可）にしてください。
- ・団体や施設等で一括して複数の作品を応募する場合は、作品ごとに応募用紙と作品写真をセットにしてください。

※応募用紙は、愛媛県ホームページでもダウンロードできます。

### 6 応募作品

- ・1 人あたり各種別 1 点とします。
- ・作品の新旧は問いませんが、未発表のものに限ります。

## 7 作品の規格

作品種別		作品規格
平面作品	絵画・デザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>手法、題材は自由です。</li> <li>大きさは、<u>162cm×131cm以内</u>とします。</li> </ul>
	書（毛筆）	<ul style="list-style-type: none"> <li>題、字数は自由です。</li> <li>大きさは、<u>半切版（348mm×1365mm）以内</u>とします。</li> </ul>
立体作品（陶芸）		<ul style="list-style-type: none"> <li>手法、テーマは自由です。</li> <li>大きさは、<u>一辺 50cm以内、重量 20kg以内</u>とします。</li> </ul>

※平面作品の場合、大きさは額を含みません。

## 8 審査

- ・芸術関係者等で構成する審査会により実物作品による審査を行います。
- ・審査結果の発表は平成 29 年 9 月を予定しています。結果は、応募用紙記載の連絡先に作品ごとに書面でお知らせするほか、入賞者は県ホームページにおいても発表します。
- ・観客賞については、平成 29 年 12 月 4 日（月）から平成 29 年 12 月 10 日（日）の展示期間中に、来場者による投票で決定します。
- ・昨年度の特選受賞者が受賞作と同一種目に出品した場合は招待作品として展示するものとし、賞状の授与の対象としないので御了承ください。

## 9 各賞

- 特選（1点）……賞状及び副賞：30,000円相当
- 優秀賞（3点）……賞状及び副賞：10,000円相当
- 佳作（10点）……賞状及び副賞：3,000円相当
- 観客賞（1点）……賞状及び副賞：20,000円相当
- ・特選及び優秀賞受賞者は、平成 29 年 9 月 13 日（水）に、エミフル MASAKI で開催する障がい者文化芸術祭の会場において賞状及び副賞を授与します。（エミフル MASAKI までの往復旅費は、県の旅費規定に基づいた額を県が負担します。）
- ・その他の各賞受賞者の賞状及び副賞については、入賞者指定の住所に郵送いたします。

## 10 作品展示について

- ・平成 29 年 12 月 4 日（月）9 時 40 分から 12 月 10 日（日）18 時までの間（12 月 5 日（火）は休館日です）、愛媛県美術館特別展示室において展示します。応募のあった全ての作品を展示予定ですが、展示スペースの都合上、展示が不可能な場合があります。その際は、作品を写真で公開します。
- ・また、入選作品等については、9 月 13 日（水）から 9 月 14 日（木）までの間、エミフル MASAKI において展示するほか、東中南予の複数の施設（場所は未定）で展示する予定です。

## 11 作品返却

平成 29 年 12 月 10 日（日）の展示会終了後、郵送にて返却します。（送料は県負担）

## 12 その他

- ・お送りいただいた応募書類及び作品の写真は返却いたしません。
- ・作品は、お預かりしてから返却するまでの間、充分注意して取扱いますが、天災その他不可抗力による破損等について県は責任を負いませんので御了承ください。
- ・県は、応募時の添付写真及び作品を本事業の紹介・宣伝等のために新聞、雑誌、ホームページ掲載等で無償で使用することがありますので御了承ください。  
また、障がい者芸術振興のための各種事業で使用するため、展示期間終了後、作品の貸し出しをお願いすることがあります。
- ・作品の公表及び使用に際しては、製作者の氏名表示を行います。

### 問い合わせ・申込先

〒790-8570 松山市一番町四丁目 4-2

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課障がい支援係

Tel 089-912-2424 FAX 089-931-8187

mail syougaihukus@pref.ehime.lg.jp